

小・中学校有人警備業務委託仕様書

1 目的

警備業務は、戸田市立小・中学校の生徒の安全を保つとともに、事件・事故の発見、その防止及び事故の拡大防止を目的とし、この仕様書に基づき実施する。

2 業務場所 業務場所は、次のとおり市内小・中学校18校とする

戸田第一小学校：戸田市上戸田3-7-5
戸田第二小学校：戸田市喜沢南2-2-37
新曾小学校：戸田市新曾南2-13-8
美谷本小学校：戸田市美女木7-11-3
笹目小学校：戸田市笹目6-9-1
戸田東小学校：戸田市下戸田1-11-15
戸田南小学校：戸田市本町4-8-2
喜沢小学校：戸田市喜沢1-48-6
笹目東小学校：戸田市笹目3-17-12
新曾北小学校：戸田市大字新曾1367
美女木小学校：戸田市美女木2-33-1
芦原小学校：戸田市大字新曾1961
戸田中学校：戸田市本町5-8-46
戸田東中学校：戸田市下戸田1-11-15
美笹中学校：戸田市美女木5-12-6
喜沢中学校：戸田市喜沢南1-6-29
新曾中学校：戸田市新曾1448
笹目中学校：戸田市笹目4-38-1

3 業務内容

- ① 校門等での警備及び来校者の確認
- ② 校舎内外及び校地周辺の巡回
- ③ 児童・生徒の登下校時の誘導
- ④ 警備日誌の作成（日毎に作成すること）
- ⑤ その他必要に応じた警備業務

4 期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

5 警備員

- ① 警備員 1 名を配置する。
- ② 警備員は、特別の事情があるときを除き交代しないことを基本とする。
- ③ 警備員は、心身ともに健康で児童・生徒の安全を保つことを主に、事件・事故の早期発見とその防止及び事故の拡大防止等、警備業務を確実に遂行できる者であること。

6 警備責任者

- ① 警備責任者は、週 1 回以上学校の業務状況を調査し、警備員を監督するものとする。
- ② 警備責任者は、警備員の業務報告書の写しを請求書に添付し、翌月の 5 日以内に提出するものとする。
- ③ 警備員の健康管理を行うものとする。

7 服 装

- ① 警備員は、警備責任者の指示を受けるものとする。
- ② 警備員は、警備履行中特に身だしなみ及び接客態度に注意し、親切丁寧且つ簡潔にはっきりと対応するものとする。

8 勤務時間

午前 7 時 30 分から午後 5 時 45 分までの間で、戸田市と警備責任者との協議による 8 時間とする。

9 休 日

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 土曜日・日曜日（ただし、学校の課業日は除く。）
- (3) 学校の休業日
- (4) 県民の日を定める条例に規定する日
- (5) 開校記念日
- (6) 校長が教育上特に必要と認め、教育委員会の承認を受けた日

10 緊急措置

警備員は、業務中に事故その他緊急事態発生の場合は、直ちに学校長及び警備責任者に連絡し、その指示を受け応急措置をとるものとする。

11 受注者が用意するもの。

- ① 携帯電話または無線機、制服、制帽、白手袋、笛、警棒等。
- ② その他警備上必要とされるもの。

12 その他

契約の途中でエネルギー価格や労務費等の価格変動や最低賃金等の改定が生じた場合には、小・中学校有人警備業務委託における安定的・持続的な業務の観点から、契約金額の変更や受託事業者への支援について協議を行うことができる。